

奥津湖湖面利用協議会の開催

奥津湖湖面利用協議会の概要

平成22年1月15日(金)に、「奥津湖湖面利用協議会」(以下「協議会」という)が開催されました。

この協議会は、奥津湖の湖面利用ルールの制定やルールの運用等を通して、奥津湖の利活用を促し、地域振興につなげていくとともに、湖面の環境保全や安全確保、迷惑行為の防止等の啓発など、湖面利用の基本的なマナーの向上に資することを目的としています。

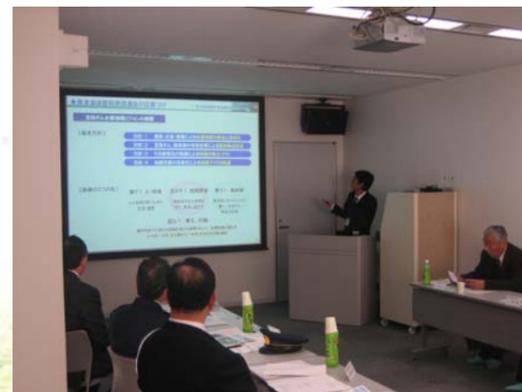
協議会では、協議会の設立とともに、新たな湖面利用ルールである「奥津湖(苫田ダム貯水池)湖面利用規則(案)」について検討を行いました。

開催の概要

- ◆日時：平成22年1月15日(金) 10:00~11:30
- ◆場所：国土交通省中国地方整備局苫田ダム管理所 会議室
- ◆委員：鏡野町長 山崎 親男
津山警察署 署長 遠藤 勇助
(代理出席：津山警察署 地域課長 村本 和裕)
津山圏域消防組合 消防本部 消防長 梶谷 広行
久田川漁業協同組合 組合長 石田 守
鏡野町観光振興協議会 会長 中田 和友
久田地区自治会長 大山 隆歳
(株)未来奥津 宮下 清人
国土交通省苫田ダム管理所 所長 小坂田 堅

◆議事

1. 開会
2. 挨拶
3. 出席者紹介
4. 奥津湖湖面利用協議会の設立
5. 議事
 - (1) 奥津湖湖面利用の基本方針
 - (2) 新たな湖面利用ルール(案)の構成と概要
6. 閉会



▲会議の開催風景

開催結果の概要

◆奥津湖湖面利用協議会の設立

規約(案)が了承されるとともに、会長には山崎鏡野町長が、副会長には苫田ダム管理所の小坂田所長が選任されました。

◆奥津湖湖面利用の基本方針

奥津湖の湖面利用の基本方針として、以下に示す方針案が示されるとともに、利用内容による基本的な考え方として、『「魚釣り、遊泳、水遊び」は自由使用、「動力を使用しない船舶等」は届出、「動力を使用する船舶」は事前申請による許可制』という考え方が示され、了承されました。

観光・レクリエーション資源として活用を図り、地域振興へ寄与

本来のダムが持つべき機能(水質、環境など)の維持・保全

奥津湖及び周辺的环境(景観や騒音、廃棄物の発生)の維持・保全

【基本方針に関する主な意見】

- 管理者・指導者などがいる、きちんとした対応が可能な組織が利用する場合には、利用を許可していくべきと考える
- 動力を使用する船舶については、湖面利用のルールに示す条件を満たすのであれば、利用を許可しても良いのでは。

◆新たな湖面利用ルール(案)の構成と概要

新たな湖面利用ルールとして「奥津湖(苫田ダム貯水池)湖面利用規則(案)」が示されました(次頁参照)。一部の修正を行い会長及び事務局で確認することで了承されました。

【新たな湖面利用ルール(案)に関する主な意見】

- 進入路の鍵は、総合案内所の開館時間とあわせて開放し、水遊びなどの利用のために下りていくのは自由としていきたい。
- 進入路の鍵を開けるのであれば、「利用の内容によっては届出や申請が必要である」といった内容の看板をつけることを検討する。
- 救命胴衣の着用などの安全管理に関する事項が徹底されていることを確認する必要がある。
- 安全管理の徹底が図られない場合は、利用を禁止する旨を利用者に伝えることが必要。

【新たな湖面利用ルール(案)の修正対応】

- 進入路の鍵の開閉に関する記載は見直しを行う。
- 安全管理の徹底に関する確認及び徹底が図られない場合の使用の禁止については、許可申請書の注意書きに追記する。

奥津湖湖面利用協議会の開催

新たな湖面利用ルールの構成と概要(案)

以下に、新たな湖面利用ルールである『奥津湖(苫田ダム貯水池)湖面利用規則』の構成と概要を示します。

項目	記載内容の概要
第1章 総則	
1. ルールの名称	○名称:奥津湖(苫田ダム貯水池)湖面利用規則 ○制定主体:奥津湖湖面利用協議会
2. ルールの目的	○観光・レクリエーション資源としての奥津湖の利活用を図り、地域振興につなげていく ○湖面の環境保全や安全確保、迷惑行為の防止等の啓発や湖面利用のマナー向上に資する
3. ルールの適用範囲	○すべての利用者に平等に適用
第2章 利用一般	
1. 湖面利用の範囲	○利用できる内容 ・魚釣り、遊泳、水遊び ・動力を使用しない船舶等 ・動力を使用する船舶
2. 利用の申請・届出制度	○申請・届出が不要なもの ・魚釣り、遊泳、水遊び ○届出が必要なもの(利用当日の届出) ・動力を使用しない船舶等 ○申請が必要なもの(10日前までの申請が必要) ・動力を使用する船舶(必要要件あり)※第4章に詳述
3. 利用期間及び時間	○利用期間は4月～10月 ・水温が下がり、渡り鳥の飛来が多く見られる期間を除く ○総合案内所での届出が必要な利用 ・利用時間:9:00～17:00 ・案内所休館日の水曜日は利用不可
4. 利用区域	○立ち入り禁止区域:堤体付近、貯水池末端、橋梁等の構造物周辺 ○動力を使用する船舶は、苫田大橋以南のみ
5. 船舶等の進入路	○進入路は、総合案内所からのみ ○進入路の使用は、15km/h以下とし、必要な場所以外は進入禁止 ○使用承認書を総合案内所に提示して進入する ※修正対応箇所
6. 湖面利用の禁止	○洪水時や渇水時、鏡野町又は苫田ダム管理所が危険と判断した場合は利用禁止
第3章 安全管理	
1. 自己責任	○すべての事故は自己責任
2. 安全の徹底	○ライフジャケット着用の義務(魚釣り、遊泳、水遊びを除く) ○利用者にて事故等を未然に防ぐ対策実施
3. 事故等の連絡	○事故の発生時における警察署、消防署、奥津振興センター、苫田ダム管理所への速やかな連絡

項目	記載内容の概要
第4章 動力を使用する船舶に関する規則	
1. 湖面利用にあたっての遵守事項	○水質に悪影響を与える行為の禁止 ○オイルフェンス、オイルマットの確保、設置の義務 ○運行速度11ノット(20km/h)以下 ○船舶運航ルールの遵守 ○船舶免許の携帯
2. 利用の事前申請	○動力を使用する船舶の湖面利用には利用申請(利用者本人・郵送不可)が必要 ・船舶検査証書の写し ・船舶検査手帳の写し ・海技免状の写し ○受付場所:奥津振興センター・苫田ダム管理所 ○申請は10日前までとし、平日の9時から17時までの受付 ○申請後、使用を認めた場合は「使用承認書」を郵送。利用当日に総合案内所で提示が必要 ○申請は1日毎に、日数分の申請書を提出
第5章 魚釣りに関する規制	
1. 魚釣りにあたっての遵守事項	○餌づりのみで、ルアーの使用は禁止 ○マナーの遵守
2. 外来魚に関する遵守事項	○外来魚の持ち込み、持ち出しの禁止 ○外来魚を釣った場合、再放流せずに適切に処分
第6章 環境保全	
1. ゴミ等の持ち帰り	○ゴミの持ち帰りの徹底 ○不法投棄者を見かけた場合は、警察やダム管理者に連絡
2. 迷惑行為の禁止	○騒音等の迷惑行為を禁止
第7章 その他	
1. ルールの見直しについて	○ルール変更には、奥津湖湖面利用協議会での合意が必要

湖面利用ルールの運用に向けて

今後、新たな湖面利用ルールの運用に向け、利用者への周知・情報提供を行っていきたいと考えています。

奥津湖面の安全・安心・快適な利用を図り、地域活性化につなげていくために、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。